

令和7年度活動報告

- (1) 主な活動内容
- (2) 広報活動
- (3) 取締り活動
- (4) 公共工事違反絶無の取組み
- (5) 審査システム等の電子化
- (6) 活動の効果検証
- (7) 特殊車両通行確認制度に関する調査(アンケート結果)

(1) 主な活動内容

	街頭活動	講習会等	広報媒体活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・春の全国交通安全運動 ・大型車通行適正化に向けた取締り(通年) 【道路管理者・各県警察・中部運輸局】 	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度に関する説明会等(随時) 【中部地方整備局・関係機関】 ・事務所安全大会等での周知(随時) 【中部地方整備局】 ・車限令違反者講習会(毎月) 【NEXCO中日本名古屋支社】 ・道路情報便覧収録に係る道路管理者説明会 【中部地方整備局、道路管理者】 ・初任者向け研修会 【三重県】 ・特殊車両新任者研修会 【静岡県】 	<ul style="list-style-type: none"> ・メルマガ・会報誌への掲載 【名古屋商工会議所】 ・過積載防止等大型車通行適正化の啓発に係る会報誌・HPへの掲載(随時) 【静岡県トラック協会】 ・大口利用者への請求書と併せて、車両制限令遵守啓発チラシを送付(適宜) 【NEXCO中日本名古屋支社】 ・X(旧ツイッター)に車両制限令遵守啓発配信(適宜) 【NEXCO中日本名古屋支社】 ・車両制限令順守啓発のHP掲載、SA,PA,の情報板にて違反防止の掲示(通年) 【NEXCO中日本名古屋支社】 ・交通安全運動実施要綱に掲載 【岐阜県トラック協会】 ・車両制限令違反車両の取締り活動状況のSNS投稿(随時) 【名古屋高速道路公社】
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・海コン街頭取締り 【愛知県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊車両通行許可手続き説明会【三重県トラック協会】 ・特殊車両通行許可申請業務研修会 ＜県職員及び市町村職員初任者向け＞ 【岐阜県】 	<ul style="list-style-type: none"> ・過積載防止啓発のHP掲載、情報板の掲出(通年) 【名古屋高速道路公社】 ・車両制限令違反車両の取締り活動状況のSNS投稿(随時) 【名古屋高速道路公社】 ・X(旧ツイッター)に取締り実施結果を投稿(通年) 【中部地方整備局】
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・特殊車両通行許可申請業務研修会 ＜県職員及び市町村職員初任者向け＞ 【愛知県】 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両制限令順守啓発のHP掲載、SA,PA,の情報板にて違反防止の提示(通年) 【NEXCO中日本】 ・情報板にて車両制限令順守啓発の掲示(適宜) 【NEXCO中日本】 ・交通安全運動(梅雨期)実施要綱に掲載【岐阜県トラック協会】 ・車両制限令違反車両の取締り活動状況のSNS投稿(随時) 【名古屋高速道路公社】
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の交通安全運動 ・休憩施設取締り(7月～8月) 【NEXCO中日本名古屋支社】 		
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・いが道の駅キャンペーン 【三重県トラック協会】 ・「道の日」イベントでの啓発パネル展示・チラシ配布 【浜松市】 		<ul style="list-style-type: none"> ・特車申請窓口で大型車適正通行の啓発チラシ配布 【名古屋市】
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の全国交通安全運動 ・公共事業違反絶無に向けた現場点検 【中部地方整備局・道路管理者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック事業協同組合講習会(適宜) 【NEXCO中日本】 ・特殊車両担当者意見交換会(土木) 【静岡県】 ・会報誌にて特殊車両の啓発チラシ配布 【三重県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型車通行適正化の啓発チラシを会員宛に配布 【愛知県トラック協会】 ・交通安全運動実施要綱に掲載 【岐阜県トラック協会】 ・啓発チラシを会員宛に発送 【中部経済連合会】

(1) 主な活動内容

	街頭活動	講習会等	広報媒体活動
10月	<ul style="list-style-type: none"> トラックの日啓発チラシ配布 【三重県トラック協会】 中部地域一斉取締り 【道路管理者・各県警察】 	<ul style="list-style-type: none"> 新制度に関する説明会等(随時) 【中部地方整備局・関係機関】 事務所安全大会等での周知(随時) 【中部地方整備局】 	<ul style="list-style-type: none"> SNS、HPへの掲載 【岐阜県・三重県トラック協会】 メルマガ・会報誌への掲載 【名古屋商工会議所】 中部一斉取締り結果HP等掲載 【中部地方整備局】 交通安全運動(行楽期)実施要綱に掲載【岐阜県トラック協会】
11月	<ul style="list-style-type: none"> 海コン街頭取締り 【愛知県トラック協会】 トラックフェスタで啓発チラシ配布 【三重県トラック協会】 休憩施設取締り 【NEXCO中日本名古屋支社】 	<ul style="list-style-type: none"> トラック事業共同組合講習会(適宜)【NEXCO中日本】 全日本トラック協会「特殊車両通行確認制度講習会」の受講促進 【愛知県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊車両通行確認制度に関するチラシを会員宛に配布 【愛知県トラック協会】
12月	<ul style="list-style-type: none"> 年末の交通安全運動 		<ul style="list-style-type: none"> 車両制限令違反車両の取締り活動状況のSNS投稿(随時) 【名古屋高速道路公社】 交通安全運動実施要綱に掲載 【岐阜県トラック協会】
1月		<ul style="list-style-type: none"> 特車申請要領講習会 【三重県トラック協会】 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 過積載防止啓発チラシ配布(運送/荷主対象) 【三重県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> 重量品鉄鋼部会セミナー(特殊車両通行確認制度について) 【愛知県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> 車両制限令違反車両の取締り活動状況のSNS投稿(随時) 【名古屋高速道路公社】
3月			<ul style="list-style-type: none"> 電光掲示板「過積載防止」啓発 【浜松市】 愛知県過積載防止連絡会議より要請文発信 【中部運輸局】

(2) 広報活動（中部地方整備局の活動）

○講習会等の実施

愛知県庁において自治体職員に対し、特殊車両通行制度について講義を行い、大型車両の適正通行に関する理解を深めた。

R7.6.5 愛知県庁



R7.4.15 三重県庁

R7.4.28 静岡県庁

R7.5.28 岐阜県庁

R7.6.5 愛知県庁

R7.11.17 愛知県行政書士会

R7.12.3 (公財)なごや建設事業サービス財団

R8.2.9 愛知県警察学校

- 大型車通行適正化啓発動画(継続)
- 建設技術フェアにおける広報活動(継続)
- YouTube、Tverへの投稿(継続)
- X(旧twitter)への投稿(継続)
- 業界紙(中部経済新聞・物流ニッポン新聞・輸送経済新聞)への掲載(継続)
- ラジオCM放送(継続)
- 各事務所工事等安全協議会における周知(継続)

各事務所工事等安全協議会



(2) 広報活動(各委員の活動)

愛知県

○令和7年度特殊車両通行許可申請業務研修会

【目的】

特殊車両通行許可申請審査業務のために必要な基本的な知識と基礎的な技能等を身に付ける。

【対象者】

特殊車両通行許可申請審査業務経験が3年未満の県、市町村、愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社職員

【研修内容】

- ・特殊車両通行許可制度の概要について(中部地方整備局道路部交通対策課様)
- ・特殊車両通行許可申請審査業務について(愛知県測量設計業協会様)

名古屋市

○特車申請窓口で大型車適正通行の啓発チラシ配布
特車申請に来庁した申請者に対し大型車適正通行の啓発チラシを配布し、啓発活動を実施。

一般社団法人愛知県トラック協会

○啓発用チラシの配布

9月の定期発送で啓発用チラシを会員事業者宛に送付し、啓発活動を実施。

名古屋商工会議所

○物流セミナー実施

名古屋商工会議所・交通運輸部会において、運輸業を中心とした部会員企業を対象に、セミナーを実施。

【開催概要】

テーマ:「物流関連2法改正・トラック新法への対応」
講師:株式会社湯浅コンサルティング 内田 明美子氏
参加者:交通運輸部会 部会員25名



(3) 取締り活動(特殊車両の現地取締り)

中部地域一斉取締り

【中部地方整備局、中部運輸局、高速道路各社、警察で連携して同時実施】

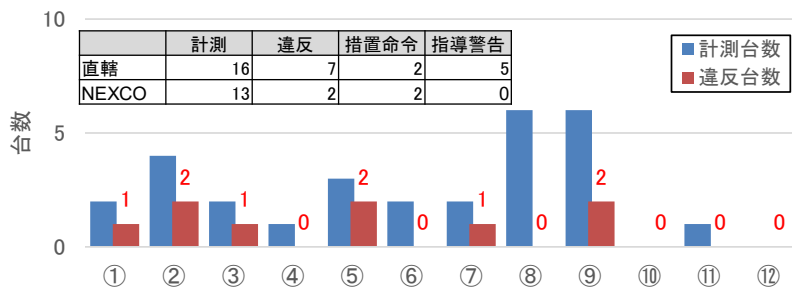
無許可や条件違反、積載超過車両を一掃
中部地域12カ所で一斉取締りを実施

計測台数29台 違反検挙台数9台
(措置命令4台、警告5台)

- 令和7年10月9日(木) 13:30 ~ 15:30
- 5県、12箇所の国道及び高速道路等

令和7年度 中部一斉取締り実施場所 (10月9日(木))

事務所名	路線	場所	取締基地名等
① 多治見砂防国道事務所	国道19号上	岐阜県土岐市泉町大字河合字七反田208-1	土岐車両重量計測所
② 岐阜国道事務所	国道21号下	岐阜県不破郡垂井町垂井826-9	垂井チェーン着脱所
③ 静岡国道事務所	国道1号上下	静岡県藤枝市谷稲葉56	谷稲葉うぐいすPA
④ 浜松河川国道事務所	国道1号上	静岡県掛川市八坂882-1	道の駅掛川
⑤ 名古屋国道事務所	国道23号上	愛知県弥富市三好三丁目63	弥富車両検測所
⑥ 三重河川国道事務所	国道23号上	三重県松坂市中道町花の木502-2	三雲特殊車両基地
⑦ 飯田国道事務所	国道19号下	長野県木曾郡木曾町日義1956-1	宮ノ越チェーン着脱場
⑧ ネクスコ中日本(東京)	東名高速道路	静岡県袋井市山科	袋井IC(入口)
⑨ ネクスコ中日本(東京)	東名高速道路	静岡県浜松市中央区流通元町12-4	浜松IC(入口)
⑩ ネクスコ中日本(名古屋)	名神高速道路	岐阜県不破郡関ヶ原町	関ヶ原IC(入口)
⑪ ネクスコ中日本(名古屋)	伊勢湾岸自動車道	三重県三重郡川越町亀崎新田39-11	みえ川越IC(入口)
⑫ 名古屋高速道路公社	11号小牧線	愛知県西春日井郡豊山町大字青山	大山川料金所



(3) 取締り活動(特殊車両の現地取締り)

■ 中部地整取締り結果(令和8年1月末)

実施年度	実施回数	測定台数	違反台数						
			無許可	通行許可制度					許可有
				無許可			許可有		
				連結違反	許可経路違反	車両諸元違反	通行条件違反	許可証不携帯	
令和5年度	75	166	67	33	4	9	7	0	14
		%	40.4	49.3	6.0	13.4	10.4	0.0	20.9
令和6年度	81	147	50	27	0	6	7	0	9
		%	34.0	54.0	0.0	12.0	14.0	0.0	18.0
令和7年度 (R8.1末)	76	154	59	34	4	6	11	0	4
		%	38.3	57.6	6.8	10.2	18.6	0.0	6.8

誘導状況



規制状況



測定状況



(4) 公共工事違反絶無の取組み

公共工事における特殊車両通行許可の確認等一斉点検の実施

第1編 共通編

(国道事務所用)

第1節 総則

特仕1-1-1-36 交通安全管理

6. 通行許可

- 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、**施工計画書**に記載しなければならない。
- 受注者は、運搬計画どおり運行していることを**確認**しなければならない。また、**確認**を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

工事計画の打ち合わせ段階から
< チェックと指導を >



確認項目	回答欄
2. 許可証の確認	
1)建設機械、資材の運搬にあたり、通行許可の手続きがされている。	
①許可証が確認できる	
②下請が手続きを行っていることを元請が確認している	
③運搬予定日の概ね2～3ヶ月前の申請日であることを確認している	
2)運搬日に有効な特殊車両許可証を取得している。	
①運搬(予定)日が許可証の有効期限内である	
3)運搬計画どおりの許可証である。	
①対象資機材と許可証の積載貨物の品名が一致している	
②積載重量と車両重量(自重+乗員)の和が許可証の総重量以下となっている	
③積載物の寸法が許可証の寸法以下となっている	
④運搬計画に許可条件が反映されている	
3. 運搬車両の通行(運搬)方法の確認	
1)運搬車両が許可証に記載された車両番号及び積載重量以下である。	
①許可証に記載されている車両番号である(トレーラー等は、トラックとトレーラーの両方確認)	
②積載重量と車両重量(自重+乗員)の和が許可証の総重量以下である	
③積載重量が車検証の最大積載量以下である(道路運送車両法)	
2)運搬経路が許可証に記載された通行経路である。	
①主な路線(国道、主要地方道、C・D条件区間等)の通行が確認できる	
②通行経路途中の休憩場所、交差点が確認できる(起終点のみは不可)	
3)運搬日が許可証に記載された有効期限内である。	
①運搬日、タコグラフ、写真データ等から確認できる	
4)運搬条件が許可証に記載された条件(誘導車、夜間)で走行している。	
①許可条件に基づき誘導車を配置しており、誘導車の運転者について誘導運転に関する講習を修了していることが確認できる	
②許可条件に指定された通行時間帯に運搬していることが確認できる	

【事務所名】特殊車両通行許可制度に関する確認表

2025版

工事名	所属事務所		点検日
実施者	氏名		
確認項目			回答欄

1. 施工計画書の確認

1)建設機械、資材の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両(以下、特車)の有無が記載されているかを確認する。

①「指定機械」、「主要船舶・機械」、「主要資材」に特車の記載がある

②「交通管理」に特車運搬資機材一覧表がある等の運搬計画が確認できる

2)特車に関する対応方針が記載されているかを確認する。

①対応方針(法令遵守、下請、納入・運搬業者への指導等)の記載がある

3)運搬資機材ごとに、運搬計画が作成され、運搬車両の確認方法及び確認頻度(資機材ごと)が記載されているかを確認する。

①運搬計画に必要な項目(追特記載項目)が整理されている

②整理した項目に対して、確認方法が記載されている

③整理した項目に対して、確認頻度が記載されている

【整理すべき項目】

- ・項目毎に、有・無を確認する
- ・一部でも確認できない場合は「無」とする

項目	運搬計画	確認方法	確認頻度	備考
運搬資機材				
車種区分				
車両番号				
車両諸元				
積載重量				
積載限度重量				
通行経路				
許可証の有効期間				
通行条件等				

(4) 公共工事違反絶無の取組み

■ 対象工事

令和7年9月30日から同年12月31日(原則)の期間において特殊車両の通行が関わる工事

■ 点検件数

- ・ 中部地方整備局:主任監督員毎に1工事
- ・ 自治体等:自治体又は高速道路会社毎に1工事

■ 点検内容

- ・ 施工計画書への記述状況
- ・ 運行記録、確認状況の記録等

■ 点検結果

箇所数	中部地方整備局	自治体等	総計
点検箇所	100	48	148
是正指導(箇所)	22	0	22

主な是正指導内容

- ・ 特車に関する対応方針の記載が確認できない。
- ・ 運搬計画に必要な項目が確認できない。
- ・ 許可証の積載貨物の品名が一致していない。
- ・ 許可条件に指定された通行時間帯に運搬している事を確認した記録がない。

一層強化して継続実施

※ 発注者による管理監督の徹底



(5) 審査システム等の電子化の推進

道路情報の電子化の推進(令和5年度からの取組み)

【道路情報の電子化】

<対応状況>

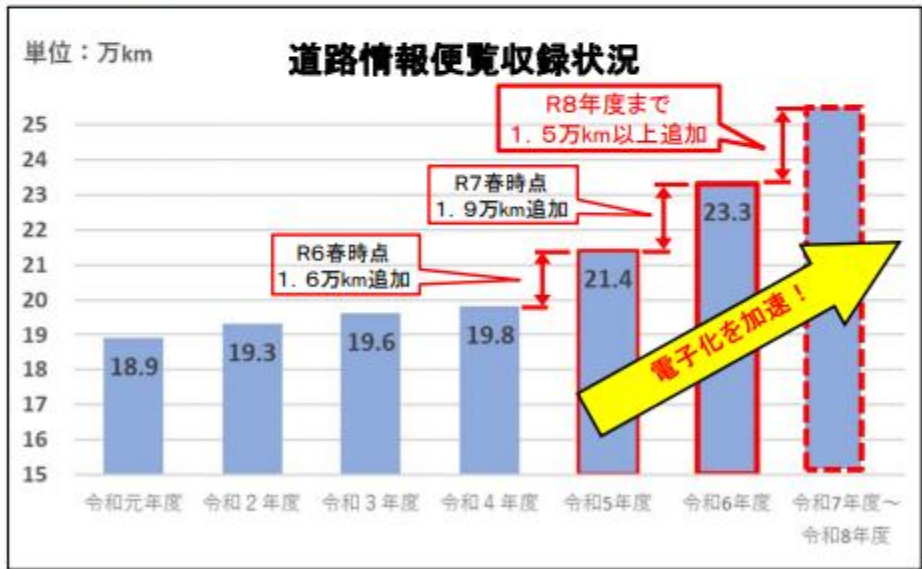
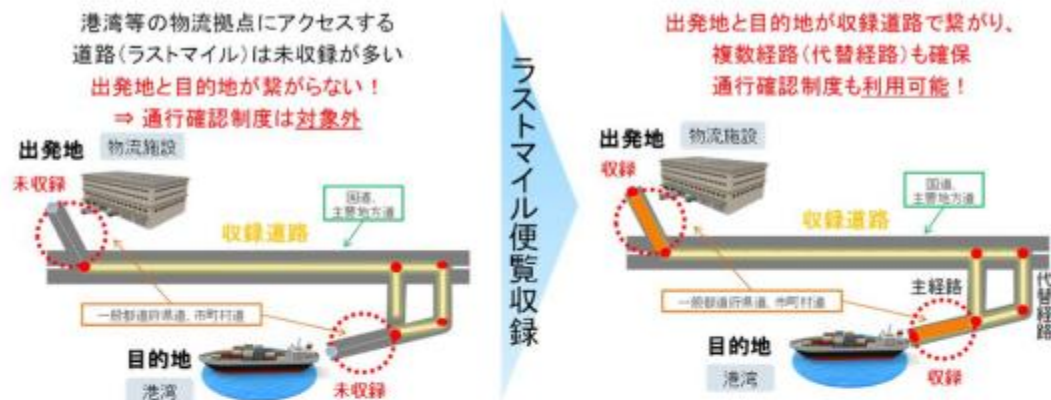
- 道路情報の電子化を加速中。
- ラストマイルを中心に、平成30年度以降に利用された道路を重点的な電子化対象(約5万km)として設定し、令和8年度までに電子化の概成を目指す。
- 例年は約2~3千kmの収録であったが、令和6年春には1.6万km、令和7年春には1.9万kmと、累計で約3.5万キロの収録が完了。
- 利用者向けに対象路線の見える化マップを公表。

<今後の予定>

- 令和8年度までに1.5万キロ以上の電子化を目指す。

※道路情報の電子化

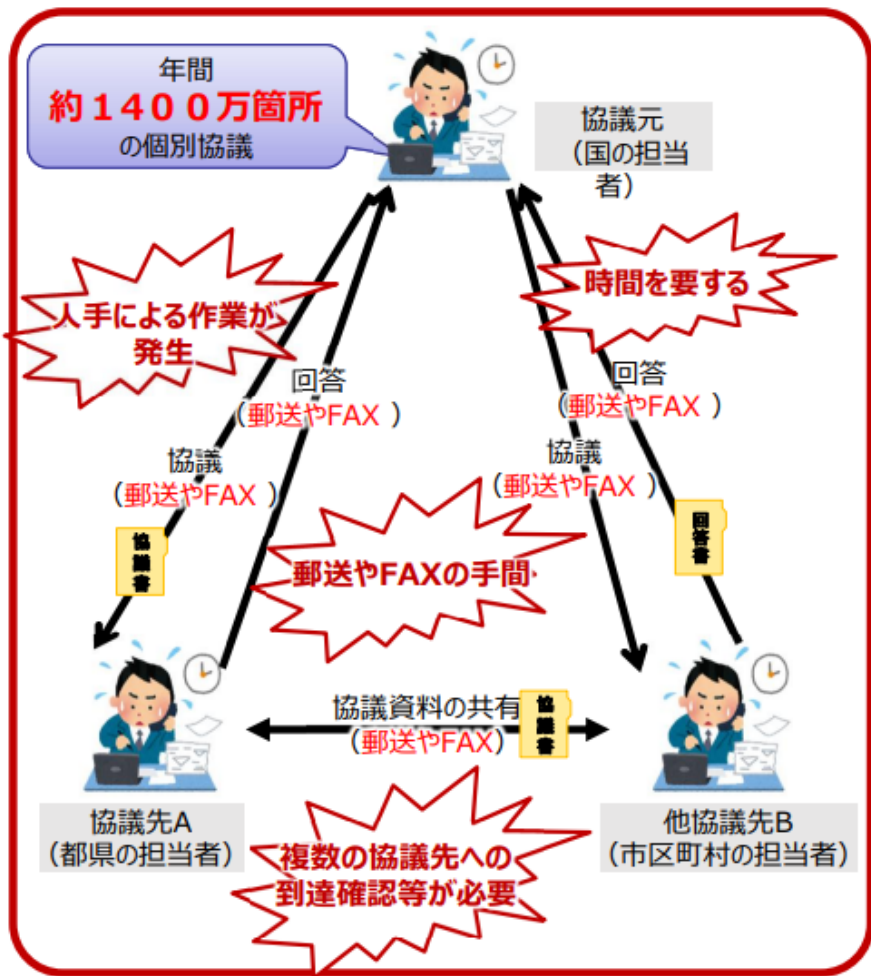
特殊車両の通行審査には、経路上の障害情報(橋梁の重量制限、トンネル等の上空障害、狭小幅員、曲線、交差点折進など)が必要であり、各道路管理者が保有するこれらの情報を電子的に一元化したデータベースの「道路情報便覧」に収録することにより、審査の自動化や迅速化が可能となる。



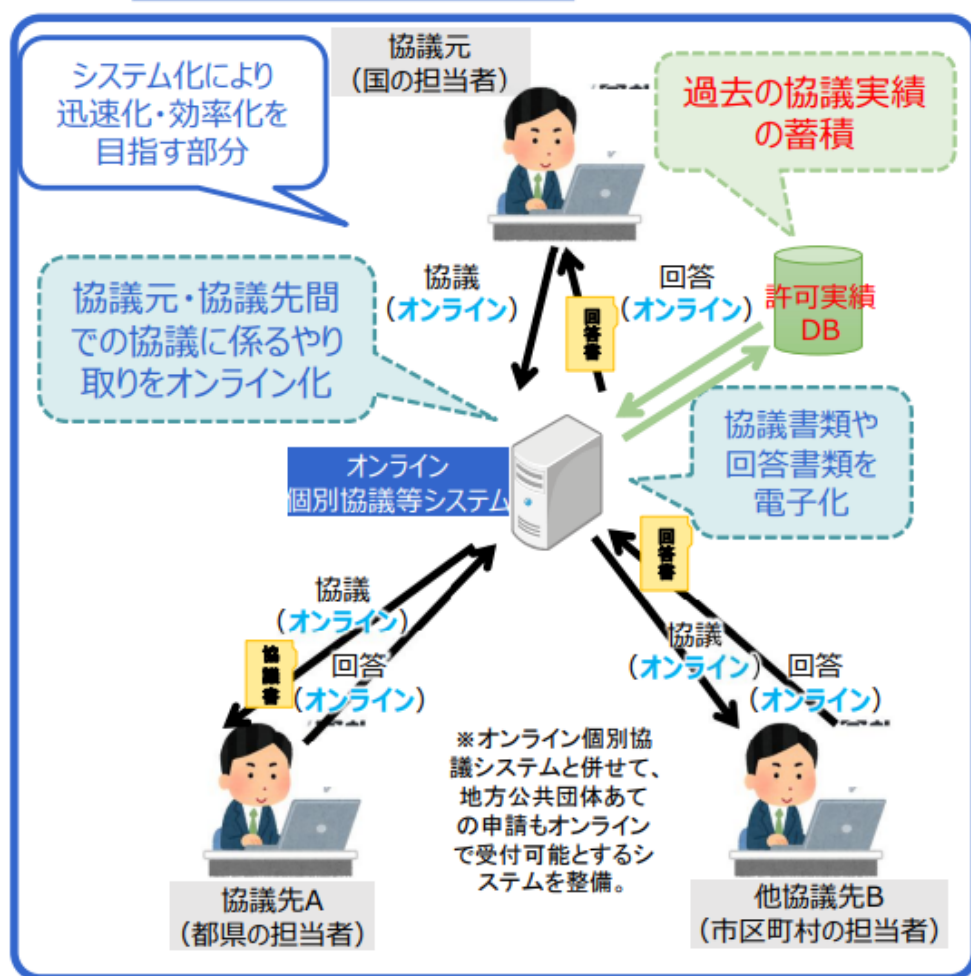
(5) 審査システム等の電子化の推進

オンライン個別協議システム(令和2年度から運用)

現行の個別協議



オンライン個別協議等システムを活用した個別協議



(5) 審査システム等の電子化の推進

個別協議箇所削減(事例)

交差点改良



平成25年度



停止線のセットバック



停止線がセットバック

ほとんど許可の対象



導流帯

R7.12月版
道路管理者の皆様、**係数Zの活用**にご協力ください

係数Zとは、橋梁において、必要な安全性を確保したうえで、特殊車両の重量算定の際に行うことができる重量上限を拡大するもので、直轄国道や一部自治体で従前から活用されています。

審査負担軽減の取り組みを推進中! ※許可条件を算定するための基準

国土交通省では、システムによる自動算定を拡大する次の取り組みを入れていきます。取り組みの実施にご協力をお願いします。

- **橋梁の係数Zを活用**
橋梁の自動算定対象を拡大します
係数Zは「特定重量」に位置づけられています
- **交差点の道路情報便覧を見直し**
審査の実態に合わせた通行条件に見直しします
- **道路情報便覧の未収録道路の電子化**
自動で審査できない未収録道路の道路情報を電子化します

特車システムにて係数Zを活用すると...

① **橋梁の個別協議件数の削減**
特車システムで自動算定できる車両重量の量が拡大するため、個別審査の件数削減が期待されます。

② **業務負担軽減・審査効率化**
個別審査の件数が削減されるため、業務負担軽減や審査効率化が期待されます。

③ **確認制度の利用可能経路の拡大**
通行確認制度(全自動で即日回答可能)の利用可能経路が拡大でき、行路・申請者双方の業務効率化が期待できます。



個別協議回数		対応案	
4,204回		標準軌跡図による再検証	

折返し情報 (道路情報便覧表示システム)	
結果1	結果2
結果3	結果4

折返し番号	折返し先	車高分類	道型	路線名称			
1	5339620195	O	I	II	III		路線名称
2	5339620385	B	B	B	B		特町村道 日高市10号線 幹線1 0号
3	5339620386	倍	C	B	B		安野線 特町村道 日高市9716号線 日高市道 幹線5 5号
4	5339620391	倍	C	B	B		特町村道 日高市94号線 幹線 0 4号

【対応案】 O型軌跡図

個別協議回数		対応案	
554回 (不許可1件)		導流帯の検証	

折返し情報 (道路情報便覧表示システム)	
結果1	結果2
結果3	結果4

折返し番号	折返し先	車高分類	道型	路線名称			
1	4930200206	B	B	B	B		一般国道 24号線
2	4930200236	B	B	B	B		一般国道 24号線
3	4930200282	倍	C	B	B		一般国道 24号線 導流帯 (1)

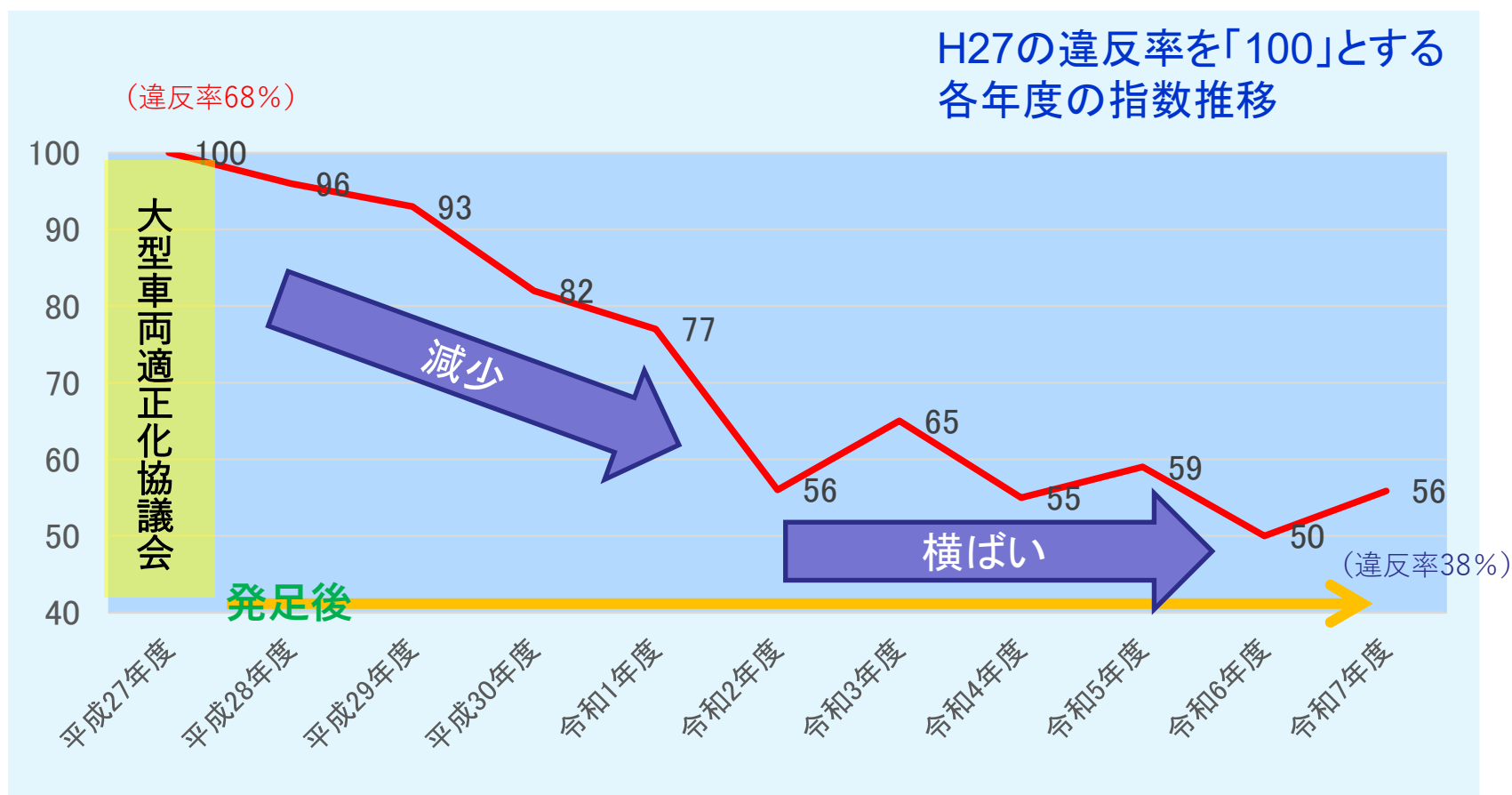
【対応案】 O型軌跡図 I型軌跡図

折返し角度が大きい場合標準軌跡図での判定は難しいが、線形が緩いため、導流帯の扱いによっては修正が可能となる。

(6) 活動の効果検証 (現地取締りの分析)

- 大型車両通行適正化協議会発足後、取締強化の法整備と関係機関の取組みを行い違反率は減少傾向にあるが、近年は横ばい傾向が続いている。
- 違反の態様(車両、内容等)を精査し、焦点を絞った広報啓発活動が必要

現地取締りにおける違反率の推移



※ 違反率 = 計測台数に対する違反台数の割合

(6) 活動の効果検証 (現地取締りの違反構成)

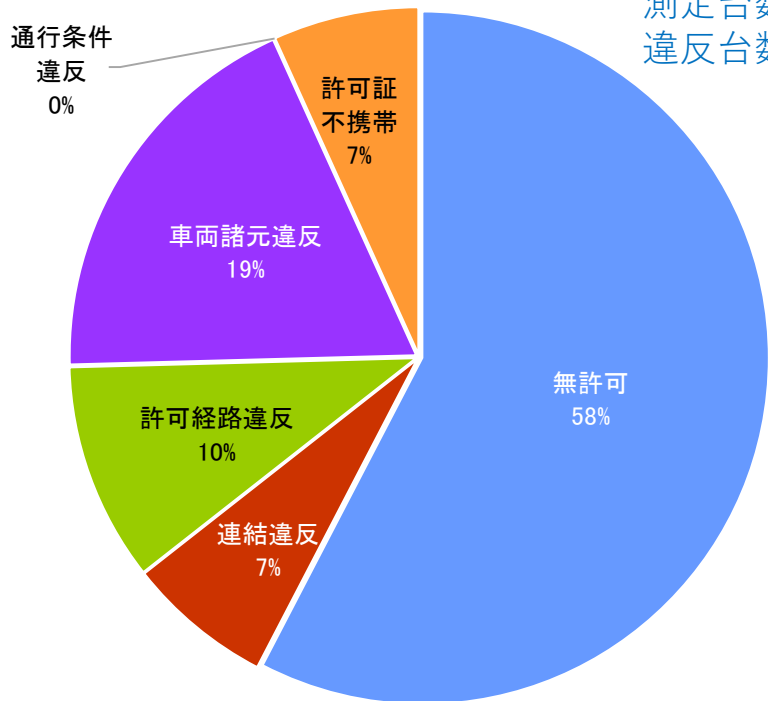
- 今年度(R8.1末)は現地取締りで154台測定し、59台の車両に対して警告・措置命令を行った。
- 違反内容が無許可の割合は約半数を占め、次いで車両諸元違反が約2割とやや増加傾向。
- 道路を劣化させる要因となりうる無許可、許可内容違反(許可証不携帯を除く)の割合が高水準で推移している。

中部地整における現地取締りの違反内容

※令和8年1月末現在

◆違反の割合 (令和7年度)

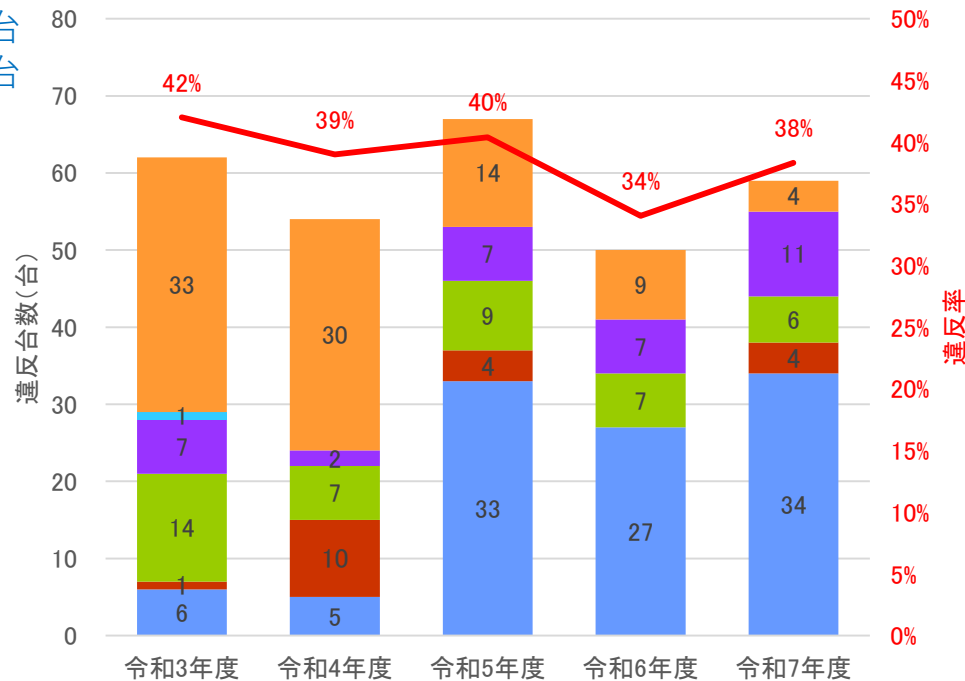
実施回数： 76回
測定台数： 154台
違反台数： 59台



(N=59)

無許可 : 許可申請手続きを一切していない。
 連結・経路・車両諸元・通行条件違反 : 許可を取得しているものの、許可内容に違反している。
 許可証不携帯 : 許可を取得しているものの、許可証を携帯していない。

◆違反台数の推移



■ 無許可 ■ 連結違反 ■ 許可経路違反 ■ 車両諸元違反
 ■ 通行条件違反 ■ 許可証不携帯 ■ 違反率

※違反率：違反台数/測定台数

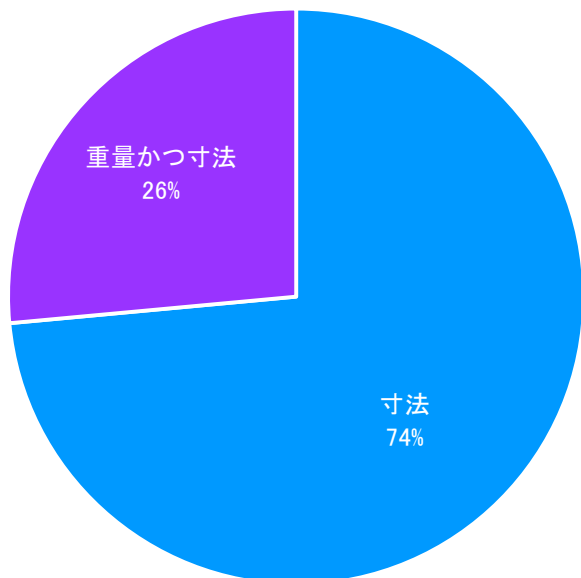
(6) 活動の効果検証 (現地取締りの違反構成)

- 違反内容が無許可の車両のうち、その多くが”寸法超過”に関わる違反となっている。
- 寸法超過の無許可車両のうち約4割が空荷(積荷なし)であり、寸法超過における制度の周知、遵法意識の醸成が必要。

中部地整における現地取締り違反内容

※ (令和8年1月末現在)

◆無許可車両の違反諸元の内訳

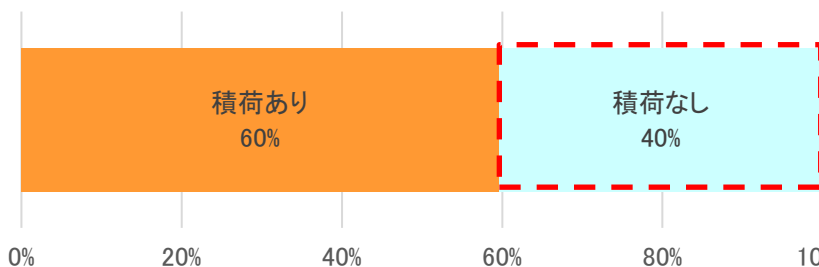


◆無許可 (寸法) の主な車両

トレーラ	寸法	重量かつ寸法	総計
バン型	3	1	4
海コン	5	1	6
自動車運搬用	4	2	6
あおり型	2	1	3
幌枠型	1	0	1
一般セミ	2	0	2
タンク型	3	0	3
スタンション型	3	3	6
コンテナ用	2	1	3
ポール	0	0	0
建設機械	0	0	0
重セミ	0	0	0

違反の諸元	R3	R4	R5	R6	R7
寸法	17	10	17	19	25
重量かつ寸法	14	12	13	8	9
重量	2	1	0	0	0
不明	0	7	3	0	0
総計	33	30	33	27	34

◆無許可 (寸法) の積荷の内訳



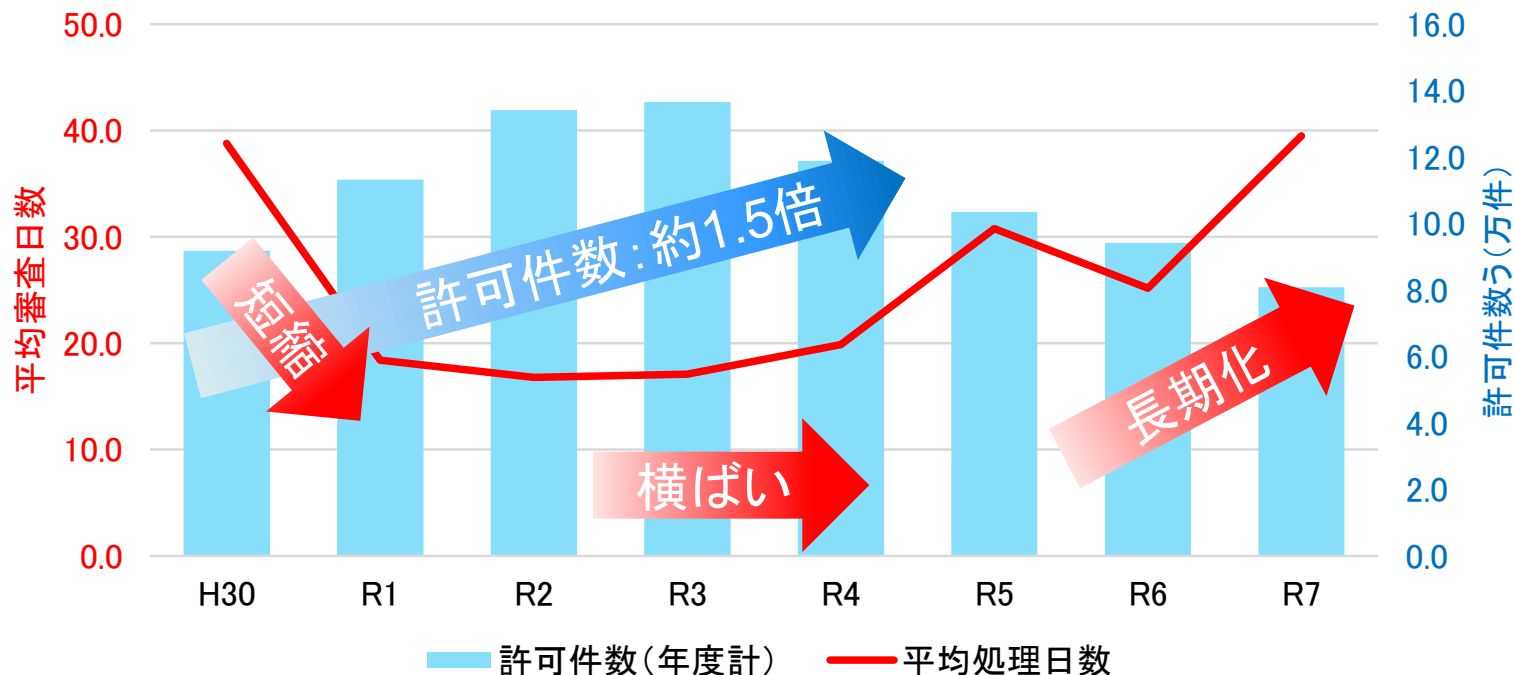
注) 無許可 : 許可申請手続きを一切していない限度超過車両。

(6) 活動の効果検証 (審査の迅速化)

特殊車両通行許可申請に対する「審査の迅速化PT」の取組み

- ドライバー不足等に伴う車両大型化の進展により特車通行許可件数はH30からR3までに約1.5倍に増加。
- 許可件数の増加に伴い審査日数は長期化傾向で推移していたが、H30に「審査の迅速化PT」を発足し、事務処理の改善、道路情報便覧の電子化等に取り組んだ結果、R2にはH29当時の半分以下を実現した。
- しかしながら、審査日数はR5に長期化傾向に転じており、更なる短縮の実現には道路情報便覧の収録強化による特殊車両通行確認制度への移行促進等が必要。
- 平均処理日数が長期化している要因として、一度に多くの経路や車両をまとめて申請されるケース等があげられる。

中部地整管内の許可件数と審査日数の推移



※審査事業所における統計を採用

※R7年度はR7.4~R8.1までの10か月

(7) 特殊車両通行確認制度(アンケート結果)



(※1) 確認制度への移行をご検討ください

「確認制度」には「許可制度」にはない様々なメリットがあります

早い 即日通行が可能です

自動化経路 拡大中

- 特殊車両の利用の多い経路のみの申請は、即日で結果が出ます
- 許可制度（許可を得るまでに平均1か月程度必要です）を活用している方の約3割は、確認制度を使えば即日通行が可能です

割安 利用回数の多い車両には割安です

- 車両を一旦登録※2すれば、5年間にわたり更新不要です
- 利用の多い車両は、都度申請を要する許可制度より割安になります※3

確実 通行可能ルートから自由に選べます

- 通行可能な全ルートを提示できます※4ので、当日最も早く到着するルートを選べます
- 当日の渋滞や事故を避けつつ、安全で快適に遵法走行できます

※1：特殊車両通行確認制度は令和4年度に導入したETC2.0装着車向けサービスです
 ※2：車両登録料は5000円で5年間有効です
 ※3：同じ車両、同一県内で15経路の往復申請をする場合、車両登録手数料を含めても、10年で16000円割安になります（許可期間2年と比較した場合）
 ※4：大型車誘導区間、重要物流道路に指定された道路に限ります

確認制度の紹介動画
はこちらへ



確認制度の操作説明
動画はこちらへ



(7) 特殊車両通行確認制度(アンケート結果)

【アンケート結果】

- 「特殊車両通行確認制度」の認知度は全体の約85%と、認知は進んでいる傾向にあるものの、利用経験がある企業は全体の約36%、継続利用する企業は全体の約22%。
- 「特殊車両通行確認制度」の特徴のうち、「申請してからすぐに通行できる」ことが回答企業にとって魅力として認識されている傾向にある。
- 「特殊車両通行確認制度」の利用経験がある企業からは、「オンラインシステムの操作マニュアルがわかりにくい」、「道路情報便覧の見方や操作方法がわかりにくい」といった回答をいただいたことから、普及促進に向けた課題といえる。



- 「特殊車両通行確認制度」の普及促進に向け、企業側がメリットとして認識しやすい「申請してからすぐに通行できる」を売りとした広報・周知を検討。
- 申請作業の中で企業が困ってしまうシステムの操作面について、既存のマニュアル・動画の周知に加え、講習会等での模擬操作等を通じた理解浸透に向けた取り組みも今後は検討。

◆アンケート調査概要

(1)調査目的

令和4年4月より運用を開始した「特殊車両通行確認制度」の利用促進を図るため、特殊車両通行制度を利用されている企業より、「特殊車両通行確認制度」の利用実態や本制度に関する意見などを把握する。

(2)調査対象

一般社団法人 愛知県トラック協会 会員企業 311社(海コン部会269社・重量品鉄鋼部会42社)

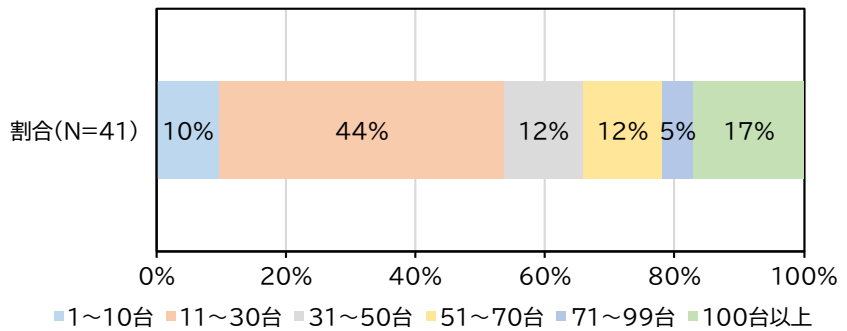
(3)調査期間

2025年10月20日(月)～11月28日(金)

(4)回収状況

41社 回収率:約13%

<回答企業の特特殊車両保有台数内訳>



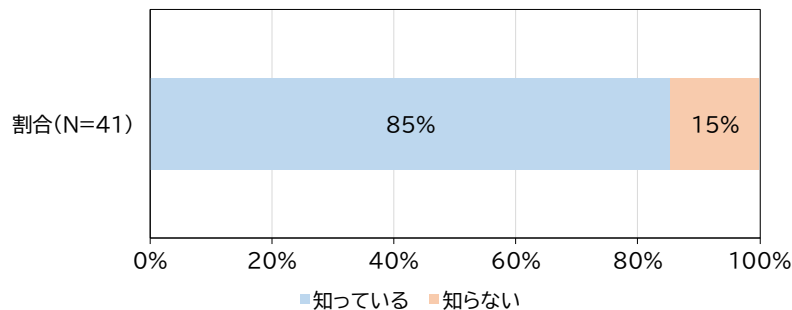
(5)設問内容

- ・特殊車両通行申請制度の利用実態
- ・特殊車両通行申請の対応状況
- ・確認制度の利用実態・意向
- ・その他ご意見事項等

- 「特殊車両通行確認制度」の認知状況について、「知っている」と回答した割合は全体で約85%であった。
⇒「特殊車両通行確認制度」自体の認知は進んでいる傾向にある。
- 「特殊車両通行確認制度」を知っている企業のうち、「利用したことがある」と回答した割合は全体で約43%(全回答企業のうち、約36%)。
- ⇒「特殊車両通行確認制度」の利用は全体の半数以下に留まっている。
- 「特殊車両通行確認制度」を利用したことがある企業のうち、「継続して利用している」と回答した割合は全体で約60%であり、利用経験のある企業の約40%が一度利用したが、とりやめている状況。
- ⇒「特殊車両通行確認制度」を利用する上で、企業にとって不便な事項がある可能性がある。

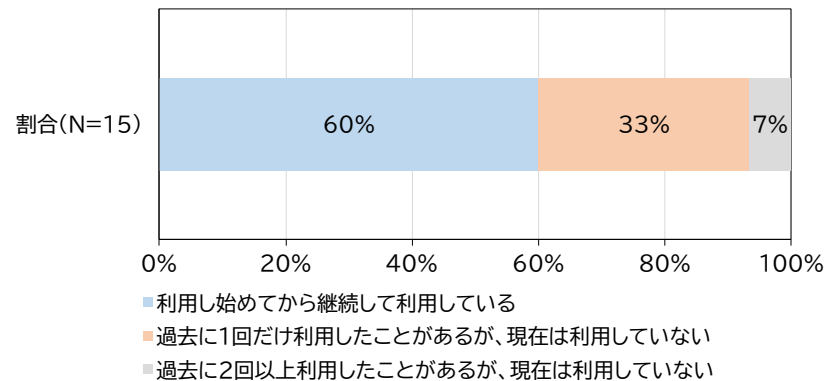
【「特殊車両通行確認制度」の認知状況】

Q.「特殊車両通行確認制度」をご存じですか？



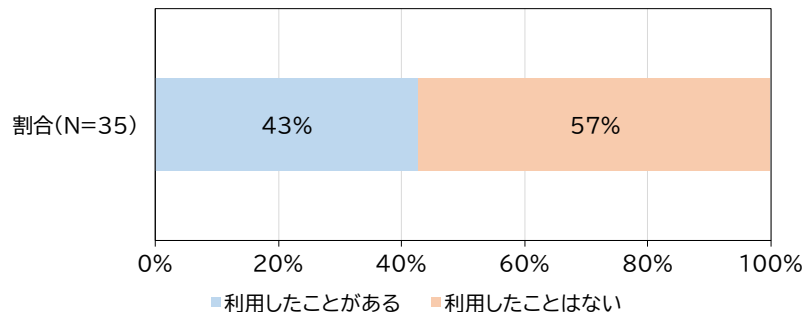
【「特殊車両通行確認制度」の利用頻度】

Q.これまでに「特殊車両通行確認制度」をどのくらい利用したことがありますか？



【「特殊車両通行確認制度」の利用状況】

Q.「特殊車両通行確認制度」を利用したことはありますか？

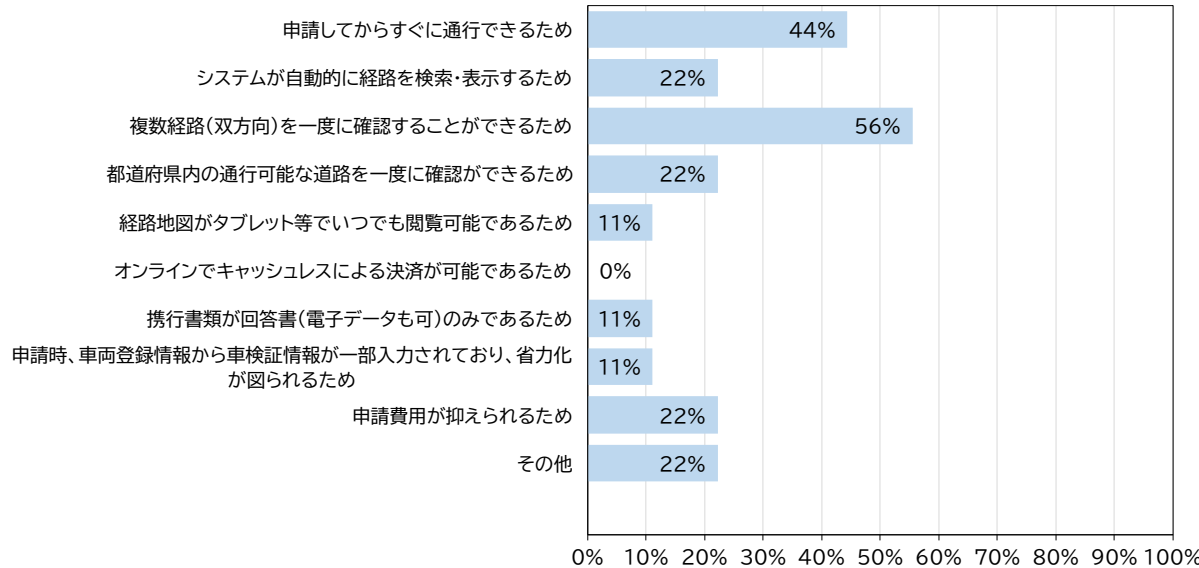


- 「特殊車両通行確認制度」を継続利用の企業のうち、「複数経路を一度に確認することができるため」と回答した企業は全体の約56%、「申請してからすぐに通行できるため」が全体の約44%であった。
 - 一度利用もやめた企業が「特殊車両通行確認制度」を利用した理由として、「申請してからすぐに通行できるため」が全体の約83%であった。
- ⇒「申請してからすぐに通行できる」ことが、利用企業にとって「特殊車両通行確認制度」のメリットと感じる傾向といえる。

【「特殊車両通行確認制度」の利用理由】

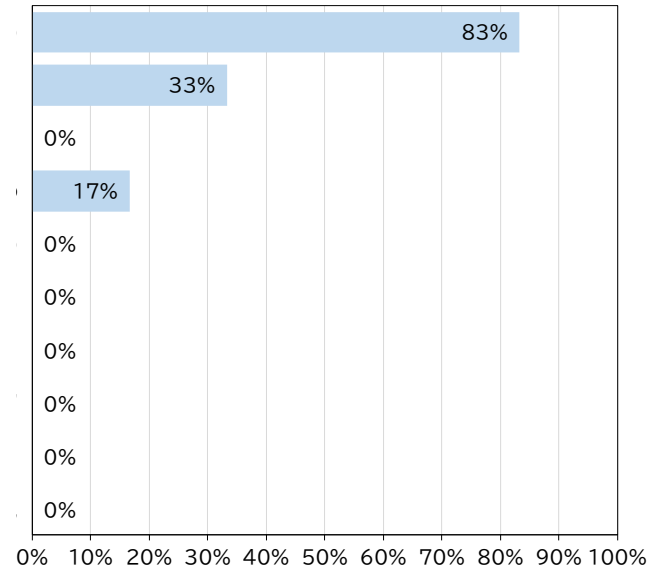
継続利用する企業(N=9)

Q. 「特殊車両通行確認制度」を継続して利用する主な理由を3つまでお聞かせください。



利用をやめた企業(N=6)

Q. 「特殊車両通行確認制度」をはじめて利用しようと思った主な理由を3つまでお聞かせください。

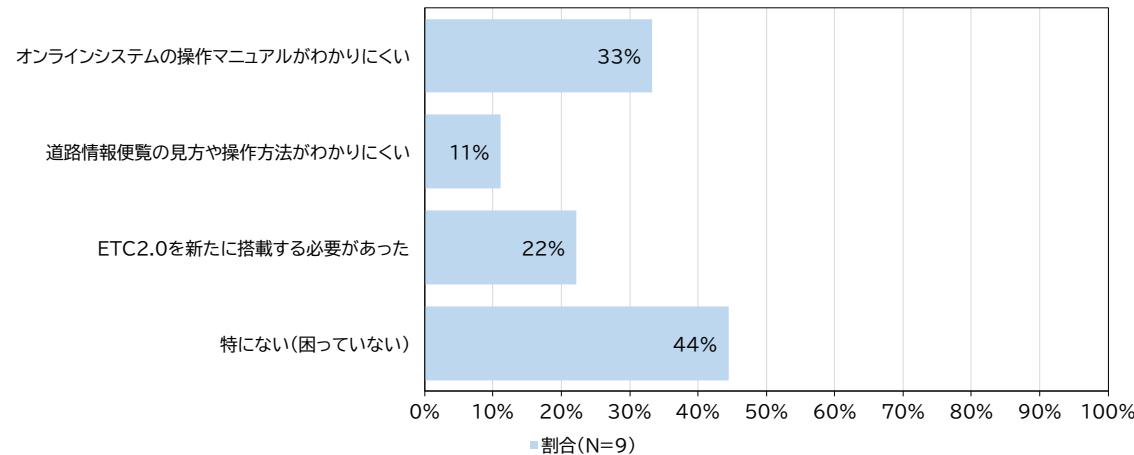


- 「特殊車両通行確認制度」を継続利用する企業にとって、初めて利用する際に困ったこととして、「オンラインシステムの操作マニュアルがわかりにくい」が最も多かった一方で、「特になし(困っていない)」と回答した企業も半数程度存在。
 - 利用をやめた主な理由として、「オンラインシステムの操作マニュアルがわかりにくい」、「道路情報便覧の見方や操作方法がわかりにくい」との回答があった。
- ⇒継続利用／利用をやめた企業ともに「オンラインシステムの操作マニュアルがわかりにくい」との意見が多いため、オンラインシステムの操作マニュアルの見直しや、操作方法を周知する機会の創出が重要。

【「特殊車両通行確認制度」を初めて利用する際の困りごと／やめた理由】

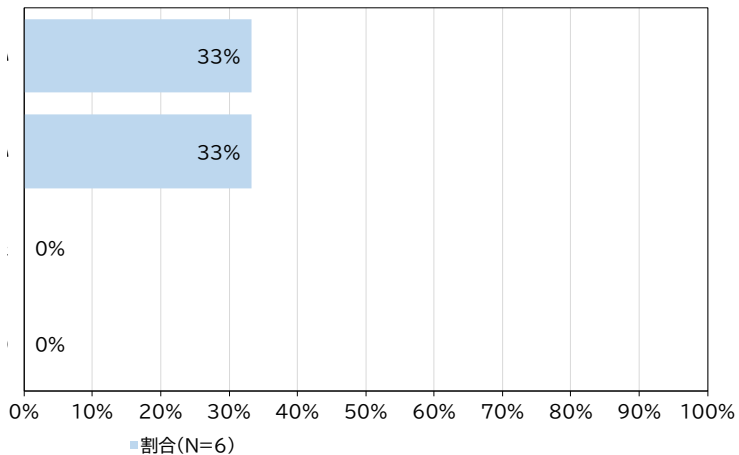
継続利用する企業(N=9)

Q.「特殊車両通行確認制度」を初めて利用する際に困ったことがありましたか？あればその内容をお聞かせください。



利用をやめた企業(N=6)

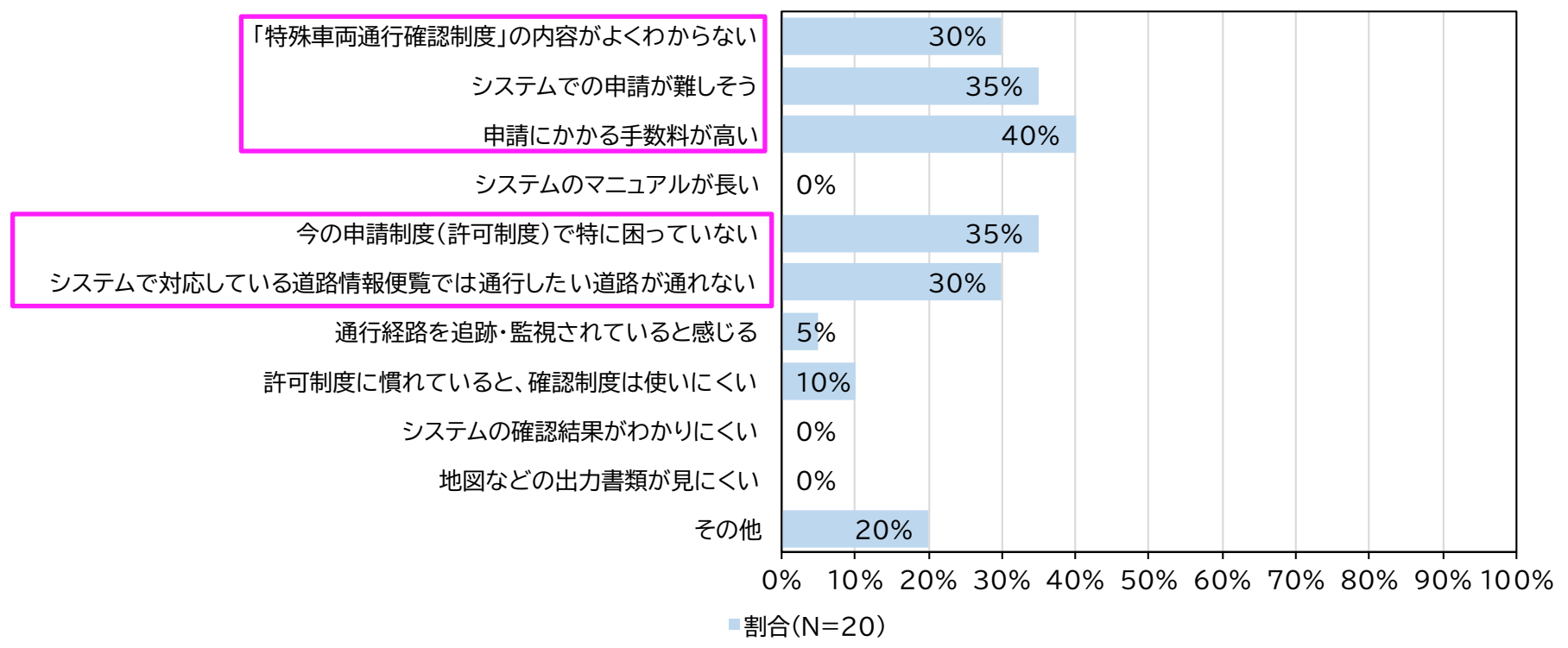
Q.「特殊車両通行確認制度」の利用をやめた主な理由をお聞かせください。



- ・「特殊車両通行確認制度」を利用しない理由として、「申請にかかる手数料が高い」、「システムで対応している道路情報便覧では通行したい道路が通れない」が最も多く、それぞれ半数を占めている。
- ・また、「特殊車両通行確認制度の内容がよくわからない」や、「システムでの申請が難しそう」といった「特殊車両通行確認制度」の概要やシステム申請などの詳細の認知が進んでいない可能性が示唆された。
- ・制度へのご意見は今後の参考としつつ、道路情報便覧の更新・見直し状況や、制度の詳細な内容の周知に向けた広報を検討することが重要。

【「特殊車両通行確認制度」を利用しない理由】

Q. 「特殊車両通行確認制度」を利用しない主な理由を3つまでお聞かせください。



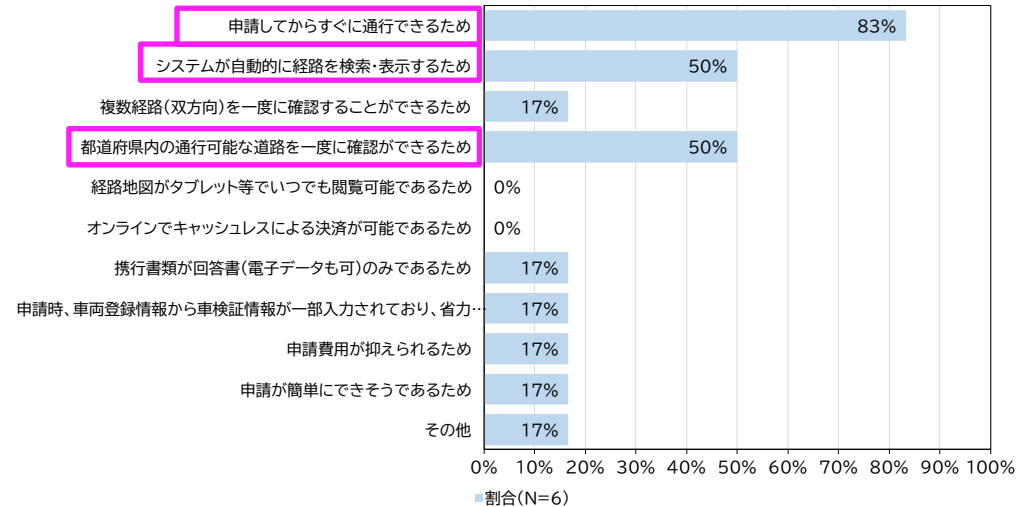
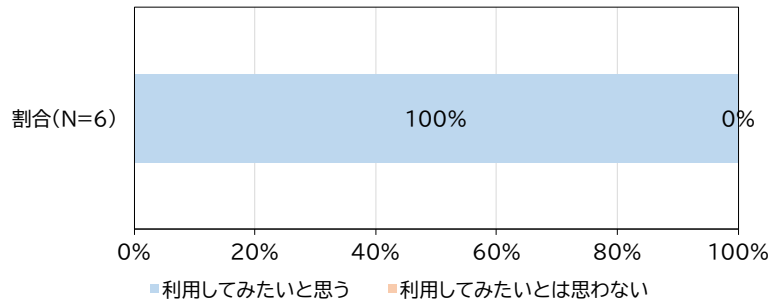
- 「特殊車両通行確認制度」を知らない企業に対して本制度の概要を確認いただいた上で、制度の利用意向を確認したところ、全ての企業から「利用してみたいと思う」と回答があった。
- 利用してみたいと思う主な理由として、「申請してからすぐに通行できるため」、「システムが自動的に経路を検索・表示するため」、「都道府県内の通行可能な道路を一度に確認ができるため」が半数以上の企業から回答があった。
- 本制度を知らない企業の視点では、これら3点が「特殊車両通行確認制度」のメリットとして認識いただいた傾向にある。

【「特殊車両通行確認制度」の利用意向】

【「特殊車両通行確認制度」の利用してみたい理由】

Q.「特殊車両通行確認制度」の特徴を踏まえ、「特殊車両通行確認制度」を利用しようと思いませんか。

Q.「利用してみたいと思う」と回答した主な理由を3つまでお聞かせください。



令和8年度活動方針(案)

- (1) 基本方針
- (2) 主な活動内容
- (3) 効果的な広報活動の推進
- (4) 効果的な指導取締りの推進
- (5) 審査システム等の電子化の推進

(1) 基本方針(案)

効果的な広報活動 (制度の広報・周知)

- 民間企業団体
 - ・ 各県トラック協会
 - ・ 東海商工会議所連合会
 - ・ 中部経済連合会
- 道路管理者
- 各県警察

効果的な指導取締り

- 道路管理者
 - ・ 中部地方整備局
 - ・ 県、政令市
(その他自治体)
 - ・ NEXCO中日本
 - ・ 名古屋高速
- 各県警察

審査システム等の 電子化の推進

- 道路管理者
 - ・ 中部地方整備局
 - ・ 県、政令市
(その他自治体)
 - ・ NEXCO中日本
 - ・ 名古屋高速

- ・ 特車通行制度不知の解消
- ・ 遵法意識の醸成

特車通行許可手続き等
の負担軽減・効率化

大型車の適正通行の促進・充実

(2) 主な活動内容

各取り組み時期は暫定

	街頭活動	講習会等	広報媒体活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> 春の全国交通安全運動 大型車通行適正化に向けた取締り(通年) 【道路管理者・各県警察・中部運輸局】 休憩施設取締り(適宜)【NEXCO中日本名古屋支社】 	<ul style="list-style-type: none"> 新制度に関する説明会等(随時) 【中部地方整備局・関係機関】 事務所安全大会等での周知(随時) 【中部地方整備局】 車限令違反者講習会(適宜) 【NEXCO中日本名古屋支社】 特殊車両通行許可手続き説明会(時期未定) 【三重県トラック協会】 特車申請要領講習会(時期未定) 【三重県トラック協会】 道路情報便覧収録に係る道路管理者説明会 【中部地方整備局、道路管理者】 初任者向け研修会 【三重県】 	<ul style="list-style-type: none"> メルマガ・会報誌への掲載 【名古屋商工会議所】 過積載防止等大型車通行適正化の啓発に係る会報誌・HPへの掲載(随時) 【静岡県トラック協会】 大口利用者への請求書と併せて、車両制限令遵守啓発チラシを送付(毎月) 【NEXCO中日本】 X(旧ツイッター)に車両制限令遵守啓発配信(適宜) 【NEXCO中日本名古屋支社】 車両制限令順守啓発のHP掲載、SA,PA,の情報板にて違反防止の掲示(通年) 【NEXCO中日本名古屋支社】 過積載防止等大型車通行適正化の啓発に係るHPへの掲載 【愛知県トラック協会】 交通安全運動実施要綱に掲載 【岐阜県トラック協会】 車両制限令違反車両の取締り活動状況のSNS投稿(随時) 【名古屋高速道路公社】
5月	<ul style="list-style-type: none"> 海コン街頭取締り 【愛知県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊車両通行許可申請業務研修会 ＜県職員及び市町村職員初任者向け＞ 【愛知県】 特殊車両通行許可申請業務研修会 ＜県職員及び市町村職員初任者向け＞ 【岐阜県】 特殊車両初任者研修会 【静岡県】 	<ul style="list-style-type: none"> 過積載防止啓発のHP掲載、情報板の掲出(通年) 【名古屋高速道路公社】 X(旧ツイッター)に取締り実施結果を投稿(通年) 【中部地方整備局】
6月			<ul style="list-style-type: none"> 車両制限令順守啓発のHP掲載、SA,PA,の情報板にて違反防止の提示(通年) 【NEXCO中日本】 情報板にて車両制限令順守啓発の掲示(適宜) 【NEXCO中日本】 交通安全運動(梅雨期)実施要綱に掲載【岐阜県トラック協会】
7月	<ul style="list-style-type: none"> 夏の交通安全運動 		
8月	<ul style="list-style-type: none"> いが道の駅キャンペーン 【三重県トラック協会】 「道の日」イベントでの啓発パネル展示・チラシ配布 【浜松市】 		<ul style="list-style-type: none"> 特車申請窓口で大型車適正通行の啓発チラシ配布 【名古屋市】 大型車通行適正化の啓発チラシを会員宛に配布 【愛知県トラック協会】
9月	<ul style="list-style-type: none"> 秋の全国交通安全運動 公共事業違反絶無に向けた現場点検 【中部地方整備局・道路管理者】 	<ul style="list-style-type: none"> トラック事業協同組合講習会(適宜) 【NEXCO中日本】 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動実施要綱に掲載 【岐阜県トラック協会】

(2) 主な活動内容

各取り組み時期は暫定

	街頭活動	講習会等	広報媒体活動
10月	<ul style="list-style-type: none"> トラックの日啓発チラシ配布 【三重県トラック協会】 中部地域一斉取締り 【道路管理者・各県警察】 	<ul style="list-style-type: none"> 新制度に関する説明会等(随時) 【中部地方整備局・関係機関】 事務所安全大会等での周知(随時) 【中部地方整備局】 	<ul style="list-style-type: none"> SNS、HPへの掲載 【岐阜・三重県トラック協会】 メルマガ・会報誌への掲載 【名古屋商工会議所】 中部一斉取締り結果HP等掲載 【中部地方整備局】 交通安全運動(行楽期)実施要綱に掲載 【岐阜県トラック協会】
11月	<ul style="list-style-type: none"> 海コン街頭取締り 【愛知県トラック協会】 トラックフェスタで啓発チラシ配布 【三重県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> トラック事業共同組合講習会(適宜) 【NEXCO中日本】 	<ul style="list-style-type: none"> メルマガ・会報誌への掲載 【中部経済連合会】
12月	<ul style="list-style-type: none"> 年末の交通安全運動 		<ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動実施要綱に掲載 【岐阜県トラック協会】
1月			
2月	<ul style="list-style-type: none"> 過積載防止啓発チラシ配布(運送/荷主対象) 【三重県トラック協会】 		
3月			<ul style="list-style-type: none"> 電光掲示板「過積載防止」啓発 【浜松市】 愛知県過積載防止連絡会議より要請文発信 【中部運輸局】

(2) 主な活動内容(委員の活動内容)

中部地方整備局

- 特車取締りの実施
 - ・ 現地取締り強化
 - ・ WIM取締り強化
- 特車制度の周知徹底
 - ・ 街頭活動
 - ・ 広報活動
- 公共工事の現場点検
- 各種情報提供
- 他機関支援
 - ・ 他機関との連携
- 特車新制度の普及促進
- 審査システム等電子化の推進

県・政令市

- 公共工事の現場点検
- 特車取締りの実施
- 特車制度の周知徹底
 - ・ 各種講習会
- 広報活動の強化
 - ・ ツイッター等SNS
 - ・ チラシ等の作成
 - ・ テレビ、ラジオ
- 特車新制度の普及促進
- 審査システム等電子化の推進

高速道路会社・公社

- 特車取締りの強化
- 大型車両に配慮したSA・PA等の整備
- 広報活動の強化
 - ・ ツイッター等SNS
 - ・ 電光掲示板
 - ・ 横断幕、懸垂幕
 - ・ テレビ、ラジオ
- 工事現場等の点検
- 特車新制度の普及促進
- 審査システム等電子化の推進

経済団体

- HP等による制度の周知
- 各種講習会の実施
- 法令順守街頭指導
- 事業者の取組紹介
- 荷主企業・団体に対する啓発活動
- 会報誌による制度の広報周知
- 特車新制度の普及促進

(3) 効果的な広報活動の推進 (SNS、会報誌等)

- 協議会参加の自治体の他、市町にも働きかけ、広報誌への啓発記事の掲載を依頼
- ⇒ SNS・WEB・会報誌ページ ~ チラシサイズ等、スペースに合わせて事務局から素材を提供可能

道路も車両も大切なパートナー

特殊車両の適正な通行にご理解を！

わずかな重量の超過であっても道路を傷めます。
許可無く走ると法令違反です。

トラック運転者 + 荷主の皆さんは要チェック！ 走行ルールや特車申請をご存じですか？



◇特殊車両による事故例
 無許可での走行は様々な事故の要因となります

特殊車両の通行制度

～道路を守るためのルール～

一定の大きさ・重さを超える車両（特殊車両）の通行には道路管理者の「特殊車両通行許可」または「特殊車両通行確認制度回答書」を取得し、**許可値や通行条件を守るよう**お願いします。

大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

荷主のみなさん！無理なお願いしていませんか？

積んでしまうとあそここの橋が渡れないな…

あれも一緒にお願い。まだ最大積載量まで積んでないでしょ？

ダメならばもうお宅とはおしまいだよ？

荷主のみなさん、ご存知でしたか？

「知らなかった」では済まされません！

許可値の超過は、**法令違反(無許可)**です

- ☑ 一般的制限値を超える車両の通行には特殊車両許可が必要
- ☑ 特車違反の取締が全国で実施されています
- ☑ 違反が確認された際は、運転者だけでなく荷主の情報も聴取しています

罰金 100万円以下

道路法 第47条 第2項 同法 第104条

特殊車両取締中

大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

東海精工会館連合会・(一社) 中環経済連合会・(一社) 愛知県トラック協会・(一社) 岐阜県トラック協会・(一社) 三重県トラック協会・(一社) 静岡県トラック協会・岐阜県建設業協会・三重県建設業協会・静岡県建設業協会・岐阜県建設業協会・三重県建設業協会・名古屋市・豊田市・浜松市・名古屋市東区道路公社・中日本高速道路(株)・国土交通省中部運輸局・中部地方運輸局

事務局：国土交通省 中部地方運輸局 TEL:052-953-8178

■ 各種会議における教養動画の活用

道路も車両も大切なパートナー

大型車通行適正化について

[トップページ](#)
[道路への影響](#)
[運行制度](#)
[ハンドブック](#)
[ETC2の適用制度](#)
[適正化協議会](#)
[企業との取り組み](#)
[お問い合わせ](#)

▶ オンライン手続きはこちらをクリック

New 違反事例動画

大型車通行適正化啓発ビデオ

特殊車両を扱う **ドライバー 事業者 荷主** の皆さん

車両制限令で定められた重さや高さを超過する車両(特殊車両)について

⚠ 無許可の車両の通行は法令違反です!

0:02 / 1:20 国土交通省 中部地方整備局

一般制限値を超える大型車(特殊車両)の通行には道路管理者の許可が必要です。

特殊車両を扱う **ドライバー 事業者 荷主** の皆さん

車両制限令で定められた重さや高さを超過する車両(特殊車両)について

⚠ 無許可の車両の通行は法令違反です!

https://www.cbr.mlit.go.jp/road/ogatasha_tekisei/index.html



大型車通行適正化に向けた
中部地域連絡協議会

▶ 0:00 / 0:13

全編再生

全編再生 (約9分10秒)

CHAPTER再生 (以下から選択)

- 1 特殊車両が道路に与える影響 (約1分)
- 2 主な違反事例 (約6分30秒)
- 3 違反の種類 (約1分5秒)
- 4 取締について (約1分30秒)

**無許可
車両諸元違反
通行経路違反**

[トップページへ戻る](#)

■ 特車登録センターサイト

特殊車両通行確認制度の概要



1. 特殊車両通行手続き制度の概要
2. 特殊車両通行確認制度の特徴
3. 特殊車両通行許可制度と特殊車両通行確認制度の比較
4. 特殊車両の通行手続きが必要となる車両
5. 登録が可能な車両の基準等について
6. 車両登録も経路検索も無料でお試いただけます
7. 通行可能経路の確認は「2地点双方向2経路検索」と「都道府県検索」
8. 「2地点双方向2経路検索」
9. 「都道府県検索」
10. 一度確認した経路に新たに経路を追加して確認できます
11. 簡単になったオンライン申請
12. 通行可能経路を即日回答。回答書入手後から走行可能
13. 通行可能経路がスマホやタブレットなどでも確認可能
14. 特殊車両通行確認制度の利用要件
15. 車両登録および経路確認にかかる手数料一覧
16. 手数料の支払い方法はオンラインによるキャッシュレス決済

特車通行確認制度システムについては、
特車登録センターにお問い合わせください
URL: <https://www.tks.hido.or.jp/>
E-Mail: hido-tks-info@tks.hido.or.jp
フリーダイヤル: 0120-161-948 (11時～17時)

オンラインシステムの操作マニュアル (令和7年3月24日のシステム改良対応版)

- 【第1章】 ユーザID取得 [☞](#)
- 【第2章】 車両登録
※令和7年4月28日、リフトアクトストレーラについて、一部修正しました。
 - 1) 単車トラック・トラクタ [☞](#)
 - 2) セミトレーラ・フルトレーラ [☞](#)
- 【第3章】 経路確認車両設定 [☞](#)
- 【第4章】 通行可能経路確認
 - 1) 都道府県検索 [☞](#)
 - 2) 経由都道府県追加 [☞](#)
 - 3) 2地点双方向2経路検索 [☞](#)
 - 4) 接続重要物流道路等編集 [☞](#)
 - 5) ラストマイルの経由地点設定 [☞](#)
 - 6) 折返し地点の確認 [☞](#)
 - 7) 経路追加 [☞](#)
 - 8) 設定結果がNGの場合 [☞](#)
- 【第5章】 手数料支払・回答書発行・利用明細書発行
 - 1) 車両登録手数料支払 [☞](#)
 - 2) 経路確認手数料支払 [☞](#)
- 【第6章】 通行可能経路の閲覧 [☞](#)
- 【第7章】 車両グループ・トラクタ/トレーラ組合せ設定
 - 1) 車両グループ設定 [☞](#)
 - 2) トラクタ/トレーラ組合せ設定 [☞](#)
- ダブル連結トラックに関する操作説明資料
～ダブル連結トラックの車両登録から回答書発行まで [☞](#)～



特殊車両通行制度 概要編 「第一話 ヒーロー参上!」

道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）を定めています。この最高限度を超えた車両（特殊車両）が通行するためには、所定の手続きを行う必要があることをご存知ですか？

特殊車両通行制度 確認制度編 「第二話 確認制度って何!？」

特殊車両が通行するための手続きには、特殊車両通行許可制度（許可制度）と特殊車両通行確認制度（確認制度）があります。

令和4年4月から運用を開始した、「早い・簡単・便利」な確認制度についてご存知ですか？

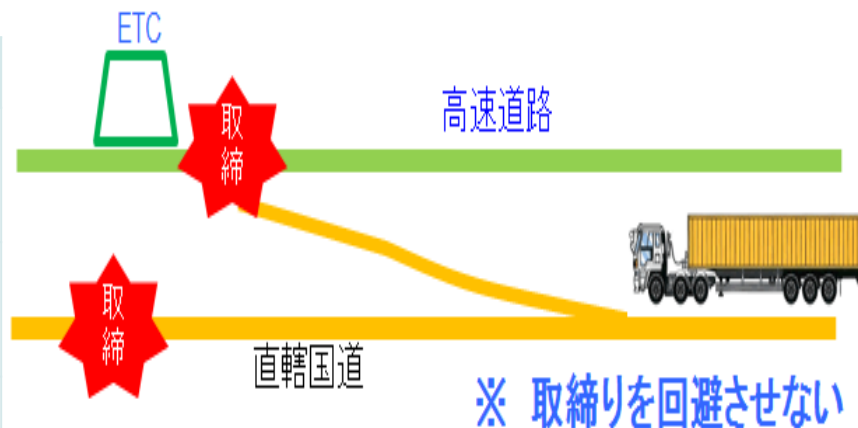
(4) 効果的な指導取締りの推進 (現地取締り)

「関連箇所取締り」の継続推進

- ◇ 大型車両の通行適正化の促進においては、現適正通行車両の士気の維持も重要な要素であることから、「逃げ得は許さない。」の精神のもと、違反車両の発見・指導等を強力に進める必要がある。
- ◇ 高速道路各社と国道事務所で連携し「関連箇所取締り」を実践し、逃げ得を一網打尽

関連箇所取締りの推進

種別	長所	短所
一斉・合同 取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・高い広報効果 (報道されやすい) ・高い波及効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊撃的な実施が困難
個別取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・遊撃的な実施が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報効果が低い (報道されにくい) ・波及効果が限定
関連箇所 取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・高い波及効果 ・逃げ得を回避 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との調整



各道路管理者が関係機関と連携・調整を図りながら、「関連箇所取締り」を実施し、より効果の高い取締りを推進する。

中部地域一斉取締り: 令和8年10月9日(予定)

(4) 効果的な指導取締り(公共事業違反絶無の取組み)

建設工事関係者のための特殊車両通行ハンドブックを活用した現場点検

- 公共工事に関わる特殊車両の通行適正化指導を徹底することにより、特殊車両に関わる業界の意識高揚を促す。
- 公共事業に関わる全機関において、発注者による現場点検を実施



●特殊車両通行許可制度に関する確認

工事名	点検口
-----	-----

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄
------	-----

1. 施工計画書の確認

1)建設機械、資材の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両(以下、特車)の有無が記載されているかを確認する。

- ①「指定機械」、「主要船舶・機械」、「主要資材」に特車の記載がある
- ②「交通管理」に特車運搬資機材一覧表がある

2)特車に関する対応方針が記載されているかを確認する。

- ①対応方針(法令遵守、下請、納入・運搬業者への指導等)の記載がある

3)運搬資機材ごとに、運搬計画が作成され、運搬車両の確認方法及び確認頻度(資機材ごと)が記載されているかを確認する。

- ①運搬計画に必要な項目(追特記載項目)が整理されている
- ②整理した項目に対して、確認方法が記載されている
- ③整理した項目に対して、確認頻度が記載されている

【整理すべき項目】
 ・項目毎に、有・無を確認する
 ・一部でも確認できない場合は「無」とする

項目	運搬計画	確認方法	確認頻度
運搬資機材	有・無	有・無	有・無
車種区分	有・無	有・無	有・無
車両番号	有・無	有・無	有・無
車両諸元	有・無	有・無	有・無
積載重量	有・無	有・無	有・無
積載強度重量	有・無	有・無	有・無
通行経路	有・無	有・無	有・無
許可証の有効期間	有・無	有・無	有・無
通行条件等	有・無	有・無	有・無

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄
------	-----

2. 許可証の確認

1)建設機械、資材の運搬にあたり、通行許可の手続きがされている。

- ①許可証もしくは申請書が確認できる
- ②下請が手続きを行っていることを元請が確認している
- ③運搬予定日の概ね2～3ヶ月前の申請日であることを確認している

2)運搬日に有効な特殊車両許可証を取得している。

- ①運搬(予定)日が許可証の有効期間内である

3)運搬計画どおりの許可証である。

- ①対象資機材と許可証の積載貨物の品名が一致している
- ②積載重量と車両重量の和が許可証の総重量以下となっている
- ③積載物の寸法が許可証の寸法以下となっている
- ④運搬計画に許可条件が反映されている

3. 運搬車両の通行(運搬)方法の確認

1)運搬車両が許可証に記載された車両番号及び積載重量以下である。

- ①許可証に記載されている車両番号である(トレーラー等は、トラクタとトレーラーの両方確認)
- ②積載重量と車両重量(自重)乗員)の和が許可証の総重量以下である
- ③積載重量が車検証の最大積載量以下である(道路運送車両法)

2)運搬経路が許可証に記載された通行経路である。

- ①主な路線(国道、主要地方道、C・D条件区間等)の通行が確認できる
- ②通行経路途中の休憩場所、交差点が確認できる(起終点のみは不可)

3)運搬日が許可証に記載された有効期限内である。

- ①運搬日が、タログラフ、写真データ等から確認できる

3)運搬条件が許可証に記載された条件(誘導車、夜間)で走行している。

- ①許可条件に基づき誘導車を配置していることが確認できる
- ②許可条件に指定された通行時間帯に運搬していることが確認できる

裏面へ続く

■ 国交省 中部地方整備局 土木工事特記仕様書 ～抜粋～

特仕1-1-1-36 交通安全管理

6. 通行許可

- (1) 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、**施工計画書**に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、運搬計画どおり運行していることを**確認**しなければならない。
また、**確認**を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

(5) 審査システム等の電子化の推進

1

【道路情報の電子化】

<対応状況>

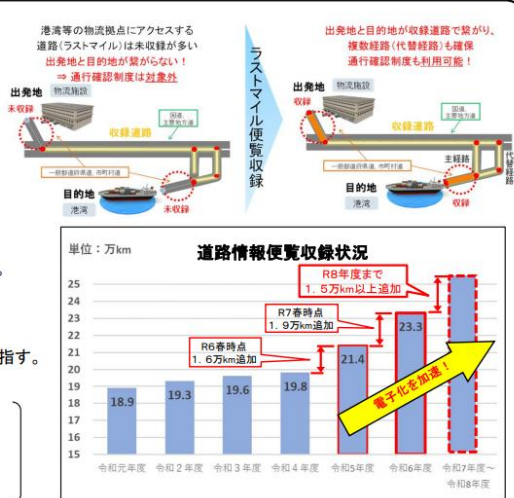
- 道路情報の電子化を加速中。
- ラストマイルを中心に、平成30年度以降に利用された道路を重点的な電子化対象(約5万km)として設定し、令和8年度までに電子化の概成を目指す。
- 例年は約2~3千kmの収録であったが、令和6年春には1.6万km、令和7年春には1.9万kmと、累計で約3.5万キロの収録が完了。
- 利用者向けに対象路線の見える化マップを公表。

<今後の予定>

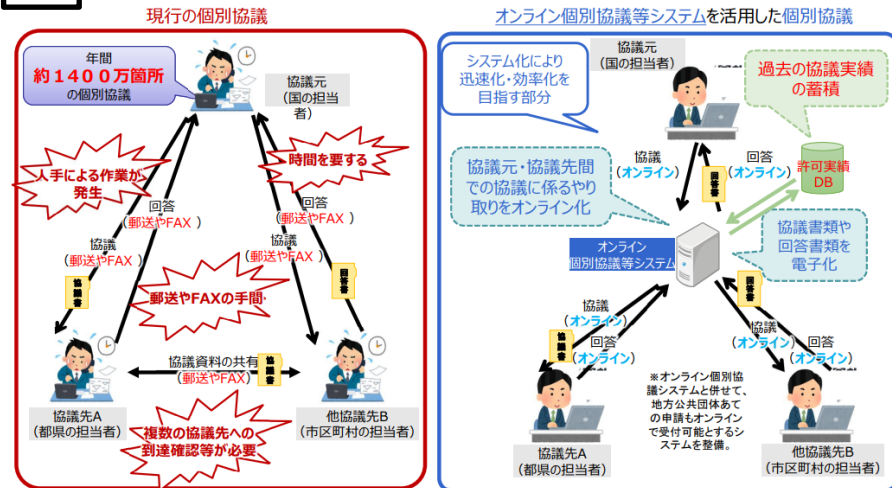
- 令和8年度までに1.5万キロ以上の電子化を目指す。

※道路情報の電子化

特殊車両の通行審査には、経路上の障害情報(橋梁の重量制限、トンネル等の上空障害、狭小幅員、曲線、交差点折進など)が必要であり、各道路管理者が保有するこれらの情報を電子的に一元化したデータベースの「道路情報便覧」に収録することにより、審査の自動化や迅速化が可能となる。



2



3



平成25年度

交差点改良

令和5年度

停止線のセットバック

ほとんど許可の対象

橋梁ID	橋梁名	種別	構造	規格	備考
1	3340110073	橋	RC	C	中央防犯壁設置(2019年7月10日)
2	3340110143	橋	RC	C	中央防犯壁設置(2019年7月10日)
3	334011F002	橋	RC	C	中央防犯壁設置(2019年7月10日)

52%個別協議解消見込み

I型までC条件、II型以下はB条件で折進可能

4

道路管理者の皆様、係数Zの活用にご協力ください

係数Zとは、橋梁において、必要な安全性を確保したうえで、特殊車両の重量算定の際に通行できる重量上限を拡大するもので、直轄国道や一部自治体で従前から活用されています。

審査負担軽減の取り組みを推進中!

- 国土交通省では、システムによる自動算定を拡大する次の取り組みに力を入れています。取り組みの実施にご協力をお願いします。
- 橋梁の係数Zを活用
橋梁の自動算定対象を拡大します
- 交差点の道路情報便覧を見直し
審査の実態に合わせた通行条件に見直します
- 道路情報便覧の未収録道路の電子化
自動で審査できない未収録道路の道路情報を電子化します

特車システムにて係数Zを活用すると...

- 橋梁の個別協議件数の削減
特車システムで自動算定できる車両重量の対象が拡大するため、個別審査の件数削減が期待されます。
- 業務負担軽減・審査効率化
個別審査の件数が削減されるため、業務負担軽減や審査効率化が期待されます。
- 確認制度の利用可能経路の拡大
通行確認制度(全自動で即日回答可能)の利用可能経路が拡大でき、行政・申請者双方の業務効率化が期待されます。

